

傍聴に係る注意事項

宇治市個人情報保護審議会

1 会議室に入ることができない方

次の方は会議室に入ることができません。

- (1) 銃器その他の危険なものを持っている方
- (2) 酒気を帯びていると認められる方
- (3) 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼりの類を持っている方
- (4) 笛、ラッパ、太鼓、その他の楽器の類を持っている方
- (5) 前各号に定めるもののほか、会議を妨害し、または他人に迷惑をおよぼすと認められるものを持っている方

2 傍聴にあたっての遵守事項

傍聴にあたっては次のことを守ってください。

- (1) 会場における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) 騒ぎ立てる等、会議を妨害しないこと。
- (3) はち巻、腕章の類をする等示威的行為をしないこと。
- (4) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (5) 会長の許可なく、会場において撮影、録音その他これに類する行為をしないこと。
- (6) 携帯電話等は電源を切ること。
- (7) その他会場の秩序を乱し、会議の妨害となるような行為をしないこと。

3 会議の非公開

会議の審議事項に非公開とする事項がある場合においては、当該非公開とする事項の審議にかかる部分については、退室していただきます。

4 その他

- (1) 傍聴にあたっての遵守事項に違反した場合には、退室していただく場合があります。
- (2) 会議の傍聴については、係員の指示に従ってください。なお、ご不明な点がございましたら係員にお尋ねください。